基準点から二四九度一四分二〇秒
五七一・二一四メートルの地点
標柱一号から一七八度二三分二二秒
八〇・五二一メートルの地点
標柱二号から二一八度三二分三四秒
二六・一四四メートルの地点
標柱三号から一四〇度五分二九秒
一二・一一メートルの地点
標柱四号から一六九度四三分三二秒
二〇・六四三メートルの地点
標柱五号から二三〇度二〇分一四秒
八・〇七三メートルの地点
標柱六号から二五八度三三分〇秒
四一・四七三メートルの地点
標柱七号から二三六度〇分五秒
五六・二五八メートルの地点
標柱八号から二五九度七分九秒
三一・八〇一メートルの地点
標柱九号から二九一度三五分二二秒
二四・二五六メートルの地点
標柱十号から二五八度五五分九秒
一三・〇九六メートルの地点
標柱十一号から三二二度五〇分五秒
一五・三三八メートルの地点
標柱十二号から二四三度五分一七秒
六五・八〇三メートルの地点
標柱十三号から二七九度五七分一九秒
一四・九二四メートルの地点
標柱十四号から四八度九分二二秒
七八・八九六メートルの地点
標柱十五号から三二〇度四七分二六秒
一四・六六九メートルの地点
標柱十六号から三五度三五分一三秒
一一・六〇四メートルの地点

○国土交通省告示第五百五十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1277	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） 1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止） 赤坂一丁目地区市街地再開発組合	赤坂一丁目地区市街地再開発組合	港区赤坂一丁目5番12号	平成27年4月13日

標柱十七号から三二度二六分四〇秒　十八号
一九・四〇六メートルの地点
標柱十八号から四五度四四分四秒　十九号
四・八〇〇メートルの地点
標柱十九号から八六度一九分二四秒　二十号
六・五九七メートルの地点
標柱二十号から九六度四七分一五秒　二十一号
一二・六一五メートルの地点
標柱二十一号から七二度二八分一三秒　二十二号
一〇・六六七メートルの地点
標柱二十二号から五五度二三分三三秒　二十三号
二・六八五メートルの地点
標柱二十三号から一一三度四二分一四秒　二十四号
九・一一二メートルの地点
標柱二十四号から六七度三四分一一秒　二十五号
一三・七二〇メートルの地点
標柱二十五号から二一度五四分五秒　二十六号
一二・一一八メートルの地点
標柱二十六号から四〇度一五分三八秒　二十七号
二九・〇八〇メートルの地点
標柱二十七号から六〇度二六分二四秒　二十八号
一二・一八八メートルの地点
標柱二十八号から四三度一六分四五秒　二十九号
一四・七八七メートルの地点
標柱二十九号から一一八度五四分一一秒　三十号
一〇・八六四メートルの地点
標柱三十号から一三五度二六分四九秒　三十一号
二六・一一四メートルの地点
標柱三十一号から六四度三一分二二秒　三十二号
二八・〇五三メートルの地点
標柱三十二号から二一度二六分五一秒　三十三号
六〇・九八七メートルの地点

○中部地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月二十二日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　三重県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十二年建設省告示第三百四十六号桑名都市計画、四日市都市計画、大安都市計画及び北勢都市計画下水道事業北勢沿岸流域下水道（北部処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十二年三月十七日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　昭和五十二年建設省告示第三百四十六号、昭和五十七年建設省告示第七百十一号、昭和五十八年建設省告示第五百六十五号、昭和六十年建設省告示第七百十号、昭和六十年建設省告示第千八百二十四号、昭和六十三年建設省告示第千七百十九号、平成元年建設省告示第千五百十五号、平成四年建設省告示第千四百六十号、平成六年建設省告示第千五百二十七号及び平成七年建設省告示第千六百二十七号の事業地のうち、三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田地内において事業地を変更する。
使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十二日

中部地方整備局長　八鍬　隆

その関係図面は、平成二十七年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二十三号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
蒲郡市柏原町坂野七六番九から同市柏原町坂野七六番八まで	前	一八・六五～三四・七六メートル	〇・〇五八キロメートル
	後	二四・〇四～三九・三四	〇・〇五八

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十二日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	蒲郡市柏原町坂野七六番九から同市柏原町坂野七六番八まで	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月二十二日

1278	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	赤坂一丁目地区市街地再開発組合	港区赤坂一丁目5番12号	平成27年4月13日